

千代田区電子入札実施要領

平成21年 8 月26日21千政契担発第104号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区(以下「区」という。)が千代田区契約事務規則(昭和39年千代田区規則第2号。以下「規則」という。)に基づき行う入札のうち東京電子自治体共同運営協議会が運営する電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)の電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という。)により行うもの(以下「電子入札」という。)について、必要な事項を定め、入札の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象案件)

第2条 電子入札サービスにより実施することができる契約案件(以下「電子入札案件」という。)は、政策経営部契約課契約案件とする。

(電子入札参加資格)

第3条 電子入札案件の一般競争入札若しくは制限付き一般競争入札(以下「電子一般競争入札」という。)又は電子入札案件の指名競争入札若しくは公募制指名競争入札(以下「電子指名競争入札」という。)に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 規則第4条に定める欠格条項又は規則第5条に定める出入禁止処分の規定に該当していない者
- (2) 規則第6条の規定により千代田区長(以下「区長」という。)が定める一般競争入札の参加資格を有する者
- (3) 電子調達サービスにおいて区の入札参加資格を有する者
- (4) 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領(平成7年9月1日7千総発第92号)の規定による指名停止期間中でない者
- (5) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱(平成23年8月26日23千政契担発第71号)の規定による入札参加除外期間中でない者

(電子一般競争入札の公告)

第4条 区長は、電子一般競争入札を実施しようとするときは、規則第9条及び規則第10条に定める公告に関する事項のほか、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について電子入札サービスにより公告する。

- (1) 工事案件の場合 件名、工事種別又は対象業種、工事場所、工事概要、工期、申込資格、申込期間、申込方法その他必要な事項

(2) 業務委託(設計、測量、地質調査等を含む。)の場合 件名、対象業種、委託場所、業務概要、契約期間、申込資格、申込期間、申込方法その他必要な事項

(3) 前2号に掲げるもの以外の案件の場合 件名、対象品目・規格等、納入期限、申込資格、申込期間、申込方法その他必要な事項

(電子一般競争入札参加資格確認申請)

第5条 電子一般競争入札に参加しようとする者は、前条の公告の定めに従い、電子入札サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項に定める申請書を提出した者(以下「申請者」という。)は、申請書の提出にあたり、前条の公告に定められた添付書類を、電子入札サービス又はその他の方法により提出するものとする。

3 建設共同企業体(以下「企業体」という。)を対象とした電子一般競争入札に参加しようとする場合は、建設共同企業体協定書(以下「協定書」という。)の作成及び提出を、電子入札サービスにより行うものとする。

4 前項に定める協定書を電子入札サービスにより区に提出する場合には、当該企業体の代表者が行わなければならない。

5 当該電子入札案件を契約する際に提出する協定書及び企業体構成員が相互に所持する協定書は、従前のおり紙によるものとする。

(電子一般競争入札参加資格の審査及び確認結果通知)

第6条 区長は、前条に定める申請書の提出があったときは、申請者に対して電子入札サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書受理書を交付する。

2 区長は、前項の受理書を交付した後、速やかに申請書その他の書類に基づき申請者の入札参加資格を審査し、当該申請者に対して電子入札サービスにより一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付する。

(電子指名競争入札参加者の指名)

第7条 区長は、電子指名競争入札による案件について、あらかじめ指名の希望を受けるときは、電子入札サービスにより指名の希望申請を受け付けるものとする。

2 区長は、電子指名競争入札案件において、入札参加者の指名を行うときは、第3条の電子入札参加資格を有する者の中から電子入札案件ごとに入札参加者を指名し、当該指名した者に対し、電子入札サービスにより指名通知書を送付する。

3 電子指名競争入札案件において、第1項の申請をしたにもかかわらず、指名されなかった者に

対しては、電子入札サービスにより指名しない理由を付した指名結果通知書を送付する。

(入札参加資格の喪失)

第8条 電子入札の期日までの間に当該入札参加資格の全部又は一部を満たさなくなったと認められる者は、前2条による通知にかかわらず、当該電子入札に参加できないものとする。

(仕様書等の貸し出し等)

第9条 区長は、第6条第2項により参加資格を有する旨の通知を受けた者及び第7条の指名を受けた者(以下「参加者」という。)に対して、仕様書、設計図書等(以下「仕様書等」という。)を電子入札サービス又は電子入札サービスによらない方法で、閲覧に供するほか、期間を決めて貸与する。

2 区長は、参加者から仕様書等に関して電子サービスにより質問を受けたときは、電子入札サービスにより速やかに回答しなければならない。

(積算内訳書の提出)

第10条 区長は、必要と認めるときは、参加者に対して、電子入札に当たり積算内訳書を提出させることができる。

2 参加者は、入札通知書又は指名通知書により積算内訳書の提出を求められたときは、電子入札サービス又はその他の方法により積算内訳書を提出しなければならない。

(入札書の提出)

第11条 参加者は、電子入札に係る入札書の提出を、電子入札サービスを利用して、あらかじめ定められた締切日時までに提出しなければならない。

2 前項の入札書及び前条の積算内訳書を提出した者は、提出した入札書及び積算内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 区長は、第1項の入札書を受領したときは、当該入札書を提出した電子入札参加有資格者に対して、電子入札サービスにより入札書受理書を交付する。

(入札書の無効等)

第12条 前条の規定にかかわらず、規則第23条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当した入札書は、これを無効とする。

(1) 紙による入札書

(2) 資格審査サービスの登録時に代理人を設定している場合において、代理人以外の者が提出した入札書

(3) 区長が定めた締切日時までに電子入札サービスのサーバーに到達しない入札書

- (4) 予定価格を事前に公表した案件において、予定価格を上回る価格を記した入札書
 - (5) 資格確認結果通知書又は指名通知書や仕様書等を受領しないまま提出された入札書
 - (6) 積算内訳書の提出を求めた案件において、積算内訳書の提出がない場合又は指定した内容と異なる場合
 - (7) 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札書
 - (8) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札書
 - (9) 必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札書
 - (10) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書
 - (11) くじ番号を入力せず、若しくは訂正した、又は数字が不明な入札書
 - (12) 電子入札サービスの不正利用又は電子証明書の不正使用により提出された入札書
 - (13) 前各号に掲げるものの他、入札の条件に違反したもの
- 2 最低制限価格を設定した案件において、当該価格を下回る価格を記載した入札書は、これを失格とする。
- 3 前項の規定により失格となった入札書を提出した者は、当該案件に係る再度の入札に参加できないものとする。
- 4 区長は、第1項又は第2項の規定により無効又は失格となった入札書を提出した者に対して、電子入札サービスにより無効通知書を交付する。

(入札参加の辞退)

- 第13条 電子入札参加者は、参加を辞退するときは、当該電子入札に係る入札書提出の締切日時までに、電子入札サービスにより辞退届を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の辞退届を受領したときは、電子入札サービスにより辞退届受理書を交付する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、電子入札参加者は、辞退届の提出が電子入札サービスにより難しい特別の事情があるときは、書面により提出することができる。この場合において、当該参加者は、電子入札サービスを利用できない理由を記した書面を区長に提出しなければならない。
 - 4 前項により辞退届を書面で提出した電子入札参加者の電子入札サービスにおける取扱いは、入札不参とする。
 - 5 電子入札への参加を辞退した電子入札参加者(前項により入札不参となった電子入札参加者を含む。)は、辞退したことを理由として以後の電子入札等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(入札の中止等)

第14条 区長は、天災、広域又は地域的な停電、インターネット接続業者又は通信事業者に起因する通信障害、電子入札サービスの障害等(以下「天災等」という。)が発生した場合など不測の事態が生じ、電子入札を継続できないと認めたときは、当該電子入札を中断又は中止することができる。

2 区長は、前項により電子入札の中断等を決めたときは、第5条第1項の入札参加資格確認申請書を提出した者又は第7条第1項の希望票を提出した者又は電子入札参加者に対して、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める通知書を電子入札サービスにより交付するものとする。

(1) 電子入札を中断した場合 中断通知書

(2) 電子入札を中止した場合 中止通知書

3 区長は、電子入札の中断を決めた後、当該電子入札を再開するときは、参加者に対し、電子入札サービスにより再開通知を交付する。

(紙入札への切り替え)

第15条 区長は、電子入札案件と公表した案件について、天災等の電子入札参加者の責に帰することができない事由により、有効な入札書の半数以上が入開札通知書又は指名通知書に定める締切日時までに到達しないと認める場合は、電子入札を中止し、当該案件を紙入札に切り替えるものとする。ただし、入札書の締切日時を過ぎたときは、紙入札への切替えはできない。

2 前項の規定により紙入札への切替えを行う場合において既に電子入札サービスにより受領した入札書は、無効とし、改めて紙で提出するものとする。

3 前2項の場合を除き、電子入札参加者にいかなる事情があっても、紙入札への切り替えはこれを一切認めない。

(紙入札への切り替えの手続)

第16条 区長が、前条の規定により、電子入札案件を紙入札に切替える場合の手続きは、次の各号に掲げる区分に従い行う。

(1) 一般競争入札の参加希望者の公募期間中又は指名競争入札の指名申請受付期間中の場合は、当該電子入札案件を中止し、申請者に対して電子入札サービスにより中止通知書を交付した上で、紙入札案件に切替えることを明記し、再度公告する。

(2) 電子入札参加者の確定後である場合は、当該案件を紙入札に切替えることを電子入札参加者全員に中止通知書を電子入札サービスにより通知する。

2 区長は、前項の中止通知書について、天災その他の事由により電子入札サービスでは交付又は

通知ができないと認めるときは、電子入札サービス以外の方法により通知する。

(電子入札の開札)

第17条 電子入札の開札は、電子入札サービスにより、当該電子入札に関係のない区職員を立ち合わせて行なうものとし、入札書を提出した電子入札参加者の立会いは、これを認めない。

2 区長は、入札書とともに積算内訳書の提出を求めた場合は、積算内訳書の内容を確認した上で落札者を決定するものとする。この場合において、区長は、入札書を提出した電子入札参加者全員に対し、電子入札サービスにより保留通知書を交付する。

3 区長は、落札者を決定したときは、電子入札サービスにより落札決定通知書を交付する。

(くじによる落札者決定)

第18条 前条第1項及び第2項の規定による開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札サービスによるくじ引きで決定する。

(入札の回数)

第19条 第17条の規定による開札の結果、区の予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。)は、再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、原則として2回とし、入札書の締切日時等は、電子入札サービスの再度入札書により通知する。

3 初度の電子入札に参加したもののうち、提出した入札書が第12条の規定により無効又は失格とされた者は、再度入札に参加できないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表した案件の入札回数は1回とし、再度入札は行なわない。

(電子入札結果の公表)

第20条 電子入札の結果は、電子入札サービスの入札(見積)経過調書その他の方法により公表するものとする。

(見積競争への準用)

第21条 第2条から前条までの規定は、電子入札による公募制見積競争及び指名見積競争を行う場合においても準用する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 8 月27日から施行する。

附 則（平成24年 3 月19日23千政契担発第392号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。